



# 労務通信 148号



成迫 社会保険労務士法人  
 松本事務所 TEL 0263-88-2862  
 長野事務所 TEL 026-291-4152  
 飯田事務所 TEL 0265-49-3602

## 障害者雇用率について

労働市場においては、障害者は一般の就労者に比べ雇用機会が得にくくなっています。そこで、従業員が一定以上の規模の事業主は、従業員に占める身体障害者・知的障害者・精神障害者の割合を「法定雇用率」以上にする義務があります。

現在、民間企業の法定雇用率は2.3%で、従業員を43.5人以上雇用している事業主は、障害者を1人以上雇用しなければなりません。

今回はこの障害者雇用率制度についてご説明します。



### ◆障害者雇用率制度の概要

現在決定している民間企業の法定雇用率と対象事業主の今後の推移は以下のとおりです。

	現行	2024年4月～	2026年7月～
法定雇用率	2.3%	2.5%	2.7%
対象となる事業主の範囲	43.5人以上	40人以上	37.5人以上

対象となる事業主は毎年6月に「障害者雇用状況報告書」をハローワークに提出しなければなりません。昨今は法定雇用率の上昇により、対象となる事業主の範囲も広がっています。

### 【雇用障害者数の計算方法】

週所定労働時間	2024年4月～		
	30時間以上	20時間以上30時間未満	10時間以上20時間未満
身体障害者	1	0.5	-
重度	2	1	0.5
知的障害者	1	0.5	-
重度	2	1	0.5
精神障害者	1	1	0.5

例) 常用労働者数 100 人の場合

所定労働時間週 30 時間以上の重度身体障害者 1 人・・・ 2 人換算  
 20 時間以上 30 時間未満の知的障害者 1 人・・・ 0.5 人換算  
 20 時間以上 30 時間未満の精神障害者 1 人・・・ 1 人換算

計：3.5 人換算  
 障害者雇用率＝3.5%

### 【法定雇用率を満たしていない場合】

常時雇用している労働者が 100 人を超過している事業所は、法定雇用率を下回る場合、納付金の納付義務が発生します。

納付金額：不足人数×50,000 円/月

対象となる事業所は常時 100 人以上の労働者を雇用している事業所ですが、昨今の法定雇用率上昇や国も障害者雇用を推し進めていることから、雇用義務が発生している事業主の皆様は障害者雇用への取り組みをご検討下さい。

### 【法定雇用率を満たしている場合】

常時雇用している労働者数が 100 人を超過している事業所で、法定雇用率を上回る場合、超えて雇用している障害者数に応じて調整金が支給されます。

調整金額：超過人数×29,000 円/月 (2023 年 3 月 31 日までは 27,000 円)

障害者雇用には、任せる仕事の切り分け、受け入れ態勢の準備、社内理解の環境づくり等、準備に多くの時間がかかります。

また、業種別によって雇用率の除外制度が定められていたり、障害者雇用に取り組む事業主への助成金、報奨金制度等もあります。詳しくは弊社担当までお問合せ下さい。